

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20330008

研究課題名(和文) 国際貿易紛争・国際投資紛争の解決における透明性に関する研究

研究課題名(英文) Studies on the Transparency in International Trade and International Investment Dispute Settlement

研究代表者 中川 淳司 (NAKAGAWA JUNJI)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：20183080

研究成果の概要(和文)：

本研究は、近年利用件数が急増しているWTO(世界貿易機関)の紛争解決手続および投資紛争の仲裁による解決手続における透明性の確保をめぐる理論的問題点を整理するとともに、実務上の課題となっている透明性確保・向上のための諸方策の導入可能性について、内外の国際経済法研究者・市民団体の代表者が共同で検討し、これらの紛争解決手続における透明性の確保に関する将来の方向性を明らかにすることを旨とするものである。

平成20年度と平成21年度には、2度の国際研究集会(Society of International Economic Law 設立大会(平成20年7月、ジュネーブ大学)、アジア国際法学会第2回研究大会(平成21年8月、東京大学))において「国際貿易紛争・国際投資紛争の解決における透明性」をテーマとするパネル・セッションを開催し、本研究のメンバー全員が各々の担当する研究テーマについて報告を行った。

平成22年度は前年度および前々年度の研究成果を踏まえ、メンバー間でさらに意見交換を行ったうえで各メンバーが研究の最終成果を英文の論文として取りまとめる作業を行った。本報告書執筆時点で Florentino Feliciano 氏を除くすべてのメンバーおよび Daniel Magraw 氏が主催する国際環境法センター(ワシントンDC)の研究者である Sofia Pragakis 氏から論文の原稿が提出されている。Feliciano 氏の原稿提出を待って研究代表者と Daniel Magraw 氏が共著で Introduction を執筆し、*Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement* という表題の英文の編著として刊行する予定であり、現在ケンブリッジ大学出版会との間で刊行に関する交渉を進めている。

研究成果の詳細は上記近著に盛り込まれたとおりであるが、以下で簡単にその概要を述べる。

- (1) WTO紛争解決手続および投資紛争仲裁手続における透明性とは、(i)紛争解決手続の公開、(ii)紛争解決に関連する文書(当事者の提出書面および解決結果(WTO小委員会報告及び上級委員会報告、投資紛争仲裁判断)の公開、の2点によって判断される。
- (2) これらの紛争解決手続における透明性は、国内裁判所や他の国際裁判(例えば国際司法裁判所)に比べると低い、いわゆる国際商事仲裁よりは高い。この点は、(i)紛争の当事者の性格(前者はWTO加盟国同士、後者は投資受入国政府と外国投資家)、(ii)扱われる争点の性質(ともに貿易・投資に関する国家の規制の合法性が争われる一方、紛争の真の争点は私企業の利害に直接関連する事項であること)、(iii)紛争の最終解決に至る過程で紛争当事者の妥協による法廷外解決の可能性が排除されていないこと、などの特性にその根拠が求められる。
- (3) 他方で、いずれの紛争においても国家の規制の合法性が争われ、その結果は当該国の経済社会生活に大きな影響を及ぼすことから、紛争当事国国民や市民団体の紛争に対する関心が高く、この点からこれらの紛争解決手続の透明性を一層高めるよう求める要求が出てくる。
- (4) (2)で挙げた諸特性と(3)で指摘した要求を勘案し、両者の均衡点を求めることが必要であり、WTO紛争解決手続、投資紛争仲裁の各々について、扱われる争点の性質や当事者の特性の考慮(特に、投資紛争仲裁における外国投資家の営業秘密保持への配慮)を行いながら、透明性の一層の向上策を提案する。ただし、研究メンバーの中には、WTO紛争解決手続に

ついて、争点によってはむしろ輸入国の国内裁判所による解決(ここでは高度の透明性が保証されている)を優先させるべきであり、WTO紛争解決手続の透明性を高めることには消極的な見解を述べた者もいる。

研究成果の概要 (英文) :

This research project aimed at elucidating the possibility of enhancing transparency in international trade and investment dispute settlement through an international joint research of scholars of international economic law and NGO leaders by (i) analyzing the theoretical issues surrounding transparency in these dispute settlement procedures, and (ii) examining various policy proposals for enhancing transparency in these disputes. In 2008 and 2009, the research team held two panels in academic gatherings (Inaugural Conference of the Society of International Economic Law (July 2008, Geneva University) and the Asian Society of International Law 2nd Conference (August 2009, University of Tokyo)), and each member of the team made presentations on his/her research topic.

In 2010, each member engaged him-/herself in writing final paper on his/her research topic, after discussing each other's presentations. At the time of this report, all members except Justice Feliciano have submitted his/her papers. Upon receiving Justice Feliciano's paper, the project leader will co-author an introduction with Mr. Daniel Magraw, and will compile all the papers in an edited book titled *Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement*, to be published from Cambridge University Press (CUP). The project leader has already contacted with the CUP, and has received a positive response toward publication from the latter.

The details of the research result will be contained in the above book. Following are the outline of the research result:

- (1) Transparency in WTO dispute settlement and investment arbitration may be evaluated in light of (i) whether the dispute procedure is open to the public, and (ii) whether and to what extent the relevant documents (disputing parties' submissions and final decisions of the adjudicating bodies (reports of the Panel and the Appellate Body and arbitral awards) are publicly available.
- (2) These dispute procedures are less transparent than domestic court procedures and international adjudication (e.g., International Court of Justice) but are more transparent than international commercial arbitration. This may be explained by (i) the character of the disputing parties (WTO member governments and host states and foreign investors), (ii) the characteristics of the subject matter of the disputes (both deal with the legality of domestic regulation but they indirectly touch on the interests of private firms), and (iii) both allows for the possibility of negotiating deals between the parties outside of the procedure.
- (3) On the other hand, in both procedures, the legality of domestic public policy are frequently at issue, which raises the concern of general public of the disputing states and thus an increasing demand for more transparency.
- (4) It is, therefore, necessary to strike a delicate balance between the specific characteristics of these dispute settlement process (see (2) above) and the justifiable demand for more transparency by the general public (see (3) above), and we hereby suggest that each dispute settlement process enhance transparency, taking into consideration (i) the characteristics of the issues and (ii) the characteristics of the disputing parties, and (iii) the need to protect business confidentiality of the private parties involved in the dispute. One member, however, asserts that there is no need to enhance more transparency in WTO dispute settlement process, because some dispute cases might be better solved through domestic court procedure of importing countries, where more transparency is secured.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 20 年度	1,800,000	540,000	2,340,000
平成 21 年度	1,600,000	480,000	2,080,000
平成 22 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	3,800,000	1,140,000	4,940,000

研究分野：国際経済法学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：WTO紛争解決手続、投資紛争仲裁、透明性、国際裁判制度、法廷の友文書(amicus curie brief)

1. 研究開始当初の背景

(1) WTO設立以来、WTO紛争解決手続への国際貿易紛争の付託件数は毎年 30 件前後に上っている。また、二国間投資条約や自由貿易協定の投資紛争解決条項に基づいて外国投資家と投資受入国との紛争が仲裁に付託される件数も急増している。これらの紛争の対象が純粋に貿易や投資の身に關わる法令等ではなく、環境保護・労働者保護などの社会的規制の合法性に關わる場合、紛争解決の帰趨は紛争当事国の経済・社会に対して大きな影響を持つことになる。そのため、これらの紛争解決手続の透明性を高め、対象となった規制によって影響を被る当事者以外の利害関係者の声を紛争解決手続に反映させる必要があるとの意見が強く唱えられるようになってきた。

(2) この問題は国際貿易・投資紛争解決手続の正統性を左右する重要問題として近年内外の学界においても注目を集めるようになってきたが、先行研究の大半はこの点についての問題提起を行うに留まっており、この問題についての体系的かつ実証的な検討、およびそれを踏まえた建設的な政策提言は行われてこなかった。

2. 研究の目的

本研究は、国際貿易・投資紛争解決手続の透明性をめぐる以上の現状を踏まえて、この問題に關心を持つ内外の国際経済法研究者および市民団体の関係者を糾合し、

- (1) 国際貿易・投資紛争解決手続の透明性をめぐる理論的な問題を整理するとともに、
- (2) 透明性向上に向けた様々な提案を整理し評価し、
- (3) この問題を解決するための明快かつ実践的な方策を提示することを目指した。

3. 研究の方法

- (1) 本研究では、まず、国際貿易・投資紛

争の解決手続における「透明性」の意義とそれが近年強く要請されるようになった背景について理論的な整理を行った。

(2) 次いで、「透明性」を確保し向上するためにこれまでにとられてきた諸方策とその意義及び限界について、WTO紛争解決手続と投資紛争仲裁の各々に即して詳細に検討を加えた。

(3) そして、国際貿易紛争、国際投資紛争の各々について、紛争類型や当事者の性格、争点の性質などに着目しながら、適切な透明性確保・向上の方策について考察し、全体として整合性のある政策提言を取りまとめることを目指した。

4. 研究成果

3で述べた研究方法の3段階に即して、研究成果の概要を述べる。

(1) 国際貿易紛争・国際投資紛争の解決手続における透明性の意義と背景

WTO紛争解決手続および投資紛争仲裁手続における透明性とは、①紛争解決手続の公開、②紛争解決に關連する文書(当事者の提出書面および解決結果(WTO小委員会報告及び上級委員会報告、投資紛争仲裁判断)の公開、③直接の当事者以外の利害関係者や専門家が紛争解決手続に意見書(いわゆる法廷の友文書(amicus curie brief))の提出がみとめられること、の3点によって判断される。

近年国際貿易紛争・国際投資紛争の解決手続における透明性の向上が強く求められるようになった背景として、環境規制や労働基準など、市民生活に大きな影響を持つ社会的規制がこれらの紛争の主題になるようになったことが従来から指摘されてきた。本研究では、この点をさらに掘り下げて、この問題が社会的規制(国内法)と国際貿易規律・国際

投資規律との抵触をいかに調整するかというグローバルガバナンス改善に向けた現代国際社会の重要課題の一側面であることを明らかにした。

(2) 透明性向上のためにとられてきた、また提案されている諸方策とその意義及び限界

これらの紛争解決手続における透明性は、国内裁判所や他の国際裁判(例えば国際司法裁判所)に比べると低いが、いわゆる国際商事仲裁よりは高い。特に、WTO紛争解決手続はその前身であるGATTの紛争解決手続に比べると格段に透明性を高めた。例えば、すべてのパネル報告及び上級委員会報告が公開されるようになったこと、紛争解決手続で当事国が提出した書面も公開されるようになったこと、若干のケースで紛争解決手続の一般公開が行われたこと、同じく若干のケースで法廷の友文書の提出が認められたことなどである。投資紛争仲裁は原則として非公開であるが、仲裁判断は公開されるケースが多くなってきている。

手続の透明性に関するこうした現状は、①紛争の当事者の性格(前者はWTO加盟国同士、後者は投資受入国政府と外国投資家)、②扱われる争点の性質(ともに貿易・投資に関する国家の規制の合法性が争われる一方、紛争の真の争点は私企業の利害に直接関連する事項であること)、③紛争の最終解決に至る過程で紛争当事者の妥協による法廷外解決の可能性が排除されていないこと、などの特性にその根拠が求められる。

手続の一層の透明性を求める提案として、手続の公開(ウェブによる公開を含む)、法廷の友文書提出の制度化などを取り上げ、その利害得失を詳細に検討した。その結果は次項にまとめる。

(3) 適切な透明性確保・向上の方策

透明性向上要求の背景と両紛争解決手続の特性及び透明性確保のためにとられている現行の方策を踏まえ、透明性向上の要求と紛争の特性に応じた適切な秘密保持の要請の均衡点を求めることが必要である。

WTO紛争解決手続、投資紛争仲裁の各々について、扱われる争点の性質や当事者の特性の考慮(特に、投資紛争仲裁における外国投資家の営業秘密保持への配慮)を行いながら、透明性の一層の向上策を提案する。ただし、研究メンバーの中には、WTO紛争解決手続について、争点によってはむしろ輸入国の国内裁判所による解決(そこでは高度の透明性が保証されている)を優先させるべきであり、WTO紛争解決手続の透明性を高めること

には消極的な見解を述べた者もいる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計0件)

[学会発表] (計9件)

(1) Panel on “Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement” at the Asian Society of International Law 2nd Biennial Conference (University of Tokyo, August 2009)

① Junji Nakagawa: Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement: An Introduction

② Federico Ortino: Internal Transparency of Investment Awards

③ Peter Lallas: International Investment Awards and Activities

④ Florentino Feliciano: Confidentiality and Transparency in International Arbitration and the Requirement of Governance

⑤ Daniel Magraw: General Comments

(2) Panel on “Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement” at the Society of International Economic Law Inaugural Conference (Geneva University, July 2008)

① Junji Nakagawa: Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement: Issues and Challenges

② Yuka Fukunaga: Transparency in Trade Dispute Settlement Process

③ Daniel Magraw: Ways and Means of Citizens’ Participation in These Dispute Settlement Procedures

④ Federico Ortino: Internal and External Transparency of Investment Arbitration Awards

[図書] (計1件)

Junji Nakagawa ed., *Transparency in International Trade and Investment Dispute Settlement*, Cambridge: Cambridge University Press, forthcoming.

[産業財産権]

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川 淳司 (NAKAGAWA JUNJI)
東京大学・社会科学研究所・教授
研究者番号：20183080

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

福永 有夏 (FUKUNAGA YUKA)
早稲田大学・社会科学総合学術院・准教授
研究者番号：10326126

(4) 海外の研究協力者

Federico Ortino
Senior Lecturer, King' s College London
Lim Chin Leng
Professor, University of Hong Kong
Peter Lallas
Executive Secretary, World Bank
Inspection Panel
Florentino Feliciano
Former Chief Justice, Supreme Court of the
Philippines
Daniel Magraw
Executive Director, Center for
International Environmental Law
Sofia Plagakis
Researcher, Center for International
Environmental Law

